

甲府市における子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

(1)支給対象者

ひとり親世帯であって、以下①～③のいずれかに該当する者

①令和3年4月分の児童扶養手当受給者

②公的年金(*)給付等を受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者

③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

(*) 公的年金 … 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

(2)給付額

・児童1人につき50,000円

(3)費用

・全額国庫負担(10/10)

(4)甲府市における支給スケジュール(予定)

支給対象者のうち①に対しては、5月11日の児童扶養手当に併せて支給(申請不要)

支給対象者のうち②、③に対しては、可能な限り速やかに支給(要申請)

*子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯)については、国の制度設計がなされ次第、本市においても予算措置等の準備を進めてまいります。